

総務産業委員会会議録

1. 開催年月日

令和6年6月19日 開会 9時59分 閉会 11時27分

2. 開催場所

委員会室

3. 出席委員名

荒木謙二	三宅孝之	多賀信祥	山下憲雄
細羽敏彦	三宅文雄	上野安是	西田久志
宮地俊則			

4. 欠席委員名

なし

5. その他の会議出席者

(1) 副議長 西村慎次郎

(2) 説明員

副市長	猪原慎太郎	総合政策部長	安東慎吾
総務部長	藤原雅彦	建設経済部長	岡本健治
水道部長	田中大三	総合政策部次長	岩本展到
総務部次長	片井啓介	建設経済部次長	中山浩一
水道部次長	曾根剛	会計管理者	高木正文
監査委員事務局長	谷本充浩	秘書広報課長	西本勝志
企画振興課長	片山直紀	危機管理課長	金政吉伸
財政課長	西本晴雄	税務課長	大山次郎
商工課長	亀田博行	観光交流課長	藤岡健二
農林課長	馬越敏晴	建設課長	池田泰之
芳井振興課長	梶井克也	美星振興課長	藤井義信
下水道課長	田口政之	企画振興課長補佐	岡田千稔
総務課長補佐	安部肇	建設課管理係長	妹尾洋典
上水道課業務係長	横山和徳		

(3) 事務局職員

事務局長	和田広志	事務局次長	成智千恵
主任主事	谷井一裕		

6. 傍聴者

- (1) 議員 沖久教人、佐藤 豊
- (2) 一般 0名
- (3) 報道 1名（山陽新聞）

7. 発言の概要

委員長（荒木謙二君） おはようございます。

ただいまから総務産業委員会を開会いたします。

初めに、副市長のご挨拶をお願いします。

副市長（猪原慎太郎君） 皆さんおはようございます。

6月ももう下旬を迎えようとしておりますけれども、中国地方は梅雨入りをまだしていないということでございますが、週間予報を見ておりましたら、今週の金曜日以降で順次梅雨入りしていくのかなという感じがしております。予報によりますと、今年の梅雨は期間は短いのですが、降水量は多いのではないかとというようなことを言われております。もう本当災害に直結するような激しい雨が降らないことを心から願っているところであります。

新型コロナも5類に移行してもう1年以上が経過をいたしました。コロナ禍前の活気が戻ってきたことが実感できる今日この頃でございます。各地域におかれましては、運動会をはじめとする様々なイベントが開催をされております。それで、イベントを通じて地域の活性化につなげていただいておりますことを大変心から感謝を申し上げたいと思っております。

6月6日の新聞に、職員の、公務員、職員の採用の記事が載っておったんですけども、これは土木技術職に特化した記事なんですけれども、中国5県の県庁所在地、それから中核市の14自治体を対象ということですから、比較的大きな都市ということになりますけれども、そこで去年の採用試験のデータが載っておりまして、土木技術職の採用の充足率が14自治体で平均で6割、ということは4割、要は補充できていないというような記事が載っておりました。一番悪いところ、悪い自治体でいいますと、充足率が2割というところもあつたようであります。じゃあ、井原市はどうかと言いますと、2年続けてゼロでございます。大変厳しい状況なんですけれども、大きな都市部でもこういった状況が起きているということは、もう相当厳しいということを認識しないといけないと思っております。そういったところでも、試験の見直しとか対象年齢の拡大といったことに努めておられます。本市におきましても、もちろんそういったことに努めておるわけなんですけれども、なかなか厳しい状況が続いているということでもあります。

ちょうど今、来年春の職員採用試験の募集をしているところでありまして、実はもうあし

たが締切りなんですけれども、事務職におきましては採用を10人程度ということで、10という2桁の数字を出しております。私が記憶している範囲では多分こんなことはない、こんなに多い年はないと思っています。ということは、今まで充足できていないことの裏返しということでもあります。それからあと、土木技術職は3名の募集をしております。それから、今年新たに建築技術職を1人募集をかけております。これは先を見越しての採用ということでもあります。それから、保育ニーズに対応するために保育士、これは若干名の募集ということでもあります。もういずれも締切りはあしたということではあるんですけれども、皆さんのお近くに該当するような方がいらっしゃいましたら、背中を押していただければありがたいなというふうに思っているところでもあります。こういった本当厳しい状況の中で、さらには働き方改革といったこと、そういったことに乗り遅れるとどんどんどんどん公務員というか、市の職員、受けてくれないという状況になると思います。

今年新たにというか、以前から取り組んではいたんですけども、市民サービスを下げないで、なおかつ職員は減っていくという、これをどうやってクリアするかというと、内部事務の簡素化、内部手続の簡素化、もうここしかないだろうと思います。今まで直営でやっていた分野を、例えば委託とか部分委託、そういった斬新的なアイデアを使っていくしかここを乗り越えることはできないだろうと思っております。今年一年をそういった1年にしたいと思っております。もちろんDXの推進、こういったことも絡めていって、市役所を小さくしていかなければいけないと思っているところでもあります。

そういった中、本日は総務産業委員会を開催をいただきました。皆様方におかれましては何かとご多用の中、お繰り合わせご出席をいただきまして大変ありがとうございます。

この委員会に付託されております案件でございますが、条例案件が1件、所管事務調査事項が2件ということでございます。皆様方には慎重にご審議をお願いしたいと思っております。

なお、会議システムに本定例会報告事項を登録をしております。後ほどお目通しをお願いしたいと思います。本日はどうぞよろしく願いいたします。

〈議長挨拶〉

〈議案第43号 井原市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例等の一部を改正する条例について〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

委員長（荒木謙二君） 以上で議案の審査は終了いたしました。

なお、委員会報告書の作成につきましては、委員長にご一任願いたいと思います。

〈異議なし〉

〈所管事務調査〉

委員長（荒木謙二君） 本日の所管事務調査事項は、令和6年度公共事業等事業計画についてと本市における空き家に対する取組についてであります。

このほかに不測の事態により緊急に所管事務調査事項として追加すべきと思われる提案がございましたら、ご発言願います。

〈なし〉

〈令和6年度公共事業等事業計画について〉

委員（宮地俊則君） 4ページが一番上なんですが、道路メンテナンス、橋梁点検、毎年計画に沿って実施していただいておりますが、これまでというか、この橋梁、あつてはならないんですけども、危険だとか、これ見ますと舗装とか補修であるとかという軽微なもの、あるいは長寿命化ということのようでもありますけども、危険だとかというのが見つかったとか、これは大規模修繕が必要だなというようなことがこれまでありましたでしょうか。

建設課長（池田泰之君） 今まで橋梁が緊急的に危ないとか、そういったことは小さい橋ではございました。その場合は通行止め等の対応を行っております。今現在で申しますと、緊急的に措置を講じるべき状態の橋は、市内にはないということでございます。

委員（西田久志君） 3ページなんですけれど、水利施設等保全高度化事業、明治ダム

ということなのですが、水管理施設、もうちょっと詳しくどういうところをするのか教えていただきたいと思います。

農林課長（馬越敏晴君） 明治ダムで実施しておりますけども、土木構造物とすれば、量水計室の設備の建設ですとか、圧力計の修繕、あと機械設備でいいますと、電動バルブの改築ですとか、電気設備で全体的な分電盤の改修、取水ゲートの改修ですとか、水管理制御整備でいいますと、観測データの送信装置の整備といったようなものが整備内容の中には入っております。

委員（西田久志君） 5ページの仁井山公共残土処理場の工事、番号16で、工事用地取得、物件補償、これ個々にどういうところ、どういうことをされるのか。

建設課長（池田泰之君） 今年予定しています用地取得、物件補償ですが、今まで仁井山残土処理場整備に当たりまして、用地交渉、物件補償を行ってまいりました。その用地取得については、まだ31件中28件と、あと3件がまだ未取得でございます。物件補償につきましても、3分の2終わりました、あと1件がまだの状態です。このまだ未取得のことについて進めていきたいと考えております。

委員（西田久志君） 用地取得がまだ3件できてないということなんですけど、これはそんなに難しいことではないんですか。難しいから残ったんでしょうけど、どういったことで残っているわけですか。

建設課長（池田泰之君） 個人の都合もございしますが、強いて言えば相続関係でちょっとご理解が得られないとか、そういったことになっております。

委員（西田久志君） 間に合わないといけないんですけど、間に合うようにやっていただきたいと思います。

7ページの芳井地区のにぎわい創出拠点、検討、調査、測量地質、こういうことをされるんですけど、箇所数は1か所と書いてあるんですけど、ある程度、言いにくいかもしれんけど、予定を立てているのでしょうか。

建設課長（池田泰之君） にぎわい創出拠点整備を1か所行うということの意味で、1か所と上げております。

委員（西田久志君） まだ箇所は決めておられない。

建設課長（池田泰之君） 今、地元のまちづくり協議会とか外部の方とか庁内関係部署とかと協議をしましておるところでございまして、場所の特定についてはちょっと控えさせていただきますと考えております。

〈なし〉

委員長（荒木謙二君） 本件については終わります。

〈本市における空き家に対する取組について〉

委員（多賀信祥君） それぞれご説明いただいたんですけど、今されてる事業とか、施策に対する課題と、将来予測して想定される課題をそれぞれ伺えればと思います。

建設経済部次長（中山浩一君） まず、現在補助制度として、除却を行っております、こちらについての課題でございますが、危険空き家というか、倒れそうな倒壊の危険のある空き家、皆さんご承知のとおり点々市内にもあるかと思うんですが、なかなか相続が進んでいかなかったりであるとか、そういったようなところで、なかなか補助を使って、要は経費をかけて除却をしようというところに結びついていないという現状もございます。そういった意味で、これらについては引き続き除却を促すといえますか、補助金の制度も周知しながら除却を促していくということが課題かと考えております。

また、今後の課題ということで言いますと、空き家の発生を防ぐという意味で、住環境の教育と、空き家が発生する前に何とかしましょうよという教育、これを進めていくことが課題かと思っております。今回の空家特措法の改正にもありますように、民間の力を導入するというふうな支援法人を立ち上げるというようなことで、民間の力を入れて官民連携をして取り組んでいくんだというふうな法の趣旨もございますので、そういった方向に進んでいきたいというふうに考えております。

企画振興課長（片山直紀君） 課題ということになるかどうか分からないんですけども、空き家というものが今後ますます増えていくという状況であると言われております。治安、景観、コミュニティーの衰退、こういったものが起こるのではないかというふうに言われています。それを解決していくことが課題なのかなというふうに思っております。

一方、平成20年から空き家、空き農地バンクというものに取り組んでまいりました。制度の開始当初というものは、やはり登録数も成約数も少ない、非常に興味が薄いのかなというふうに見ておりましたが、平成28年の中古住宅の補助金の創設に合わせまして、登録数、制約数ともに伸びてきているという実態があります。先ほどの説明にもありましたけど、国のほうでも行政だけの解決は困難であると、官民連携の取組で解決してほしいというようなことを言っております。ワンストップで空き家対策を担える民間組織、こういったものの立ち上げを目指しまして、今年度からアドバイザーを招いて、新たな取組を目指してやっているという段階であります。

委員（多賀信祥君） お二人、官民連携という言葉が使われたんですけど、具体的にどう
いうイメージなのか、今年度事業であればある程度青写真があるのかなと思うんですけど。

企画振興課長（片山直紀君） 官民連携の取組というもの、先ほど申しましたけれども、
国のほうも官民連携のほうを推奨しているところです。空き家の問題で悩んでいる方、困っ
ておられる方が一番に相談に行くのは、やはり市の窓口かなというふうに思っております。
しかし、行政のほうでは不動産の売却、改修の提案、あとは空き家の管理といった実務面を
行うことができません。こういったものを一括で取り組んでいただけるような団体、こうい
ったものができれば、先ほど言いましたワンストップでの総合的な窓口というものが確立で
きれば、全てあっちこっち行かなくても解決していくのかなというふうには考えておりま
す。

委員（多賀信祥君） まず、以前建設水道委員会で行政視察に行かせていただいたんです
けど、ある市では商工会議所さんに市のほうから情報提供をされて、そこに登録をされてる
不動産関係の方が鑑定に行かれて、そこから売買が進んでいくという形を取られてたんです
けど、具体的にはそういうイメージでいいんですか。

企画振興課長（片山直紀君） そういったイメージになろうかと思います。各専門家の方
が集まったような団体というところが窓口になっていただければというふうに思っておりま
す。

委員（山下憲雄君） ご説明いただきましたが、今現在の空き家数が2, 247、率にし
て5.6というようなことを今説明いただきましたけれども、これが今後も増えていくとい
うことが想定されるときに、どこまで抑えるかという目標の設定があるのかどうか、まず1
つお伺いして、それから2, 247軒という現在の空き家が発生しているんですか、現実
にある中の、発生した主な原因分析、これについて分析されてるんだったらご説明をいた
だきたい。それに対する対応とございますか、原因を解決するために対応があればまた教
えていただきたいと思っております。

建設経済部次長（中山浩一君） まず2, 247軒の空き家の軒数のうち、ランクEとい
われる建物全体に危険な損傷が激しく倒壊の危険性が考えられるもの、これが238軒ご
ざいます。こちらについて、まず解消していこうというところで進んでおります。この238
軒の中には、いわゆる山の中の一軒家でありますとか、調査そのものが壁と屋根のある建物
というふうに調査をしておりますので、人家ではないものとかも含まれておりますので、こ
の238軒のうち、道路に面しているであるとか、周辺に家屋が密集しているであるとか、
そういうふうな、要は倒壊をした場合の影響が多いもの、これをまず引き出しまして、これ
が92軒ございました。ここについて所有者等に向けて適正な管理をお願いするという文書

の発出を平成30年、令和元年度からずっと引き続き行っております。これによって解決したものが、35軒が除却であったりとか管理をするというふうなことで対応をいただいております。また、居どころが不明でありますとか、そういうふうなこともありますので、今残っているのが42軒残っております、ここについても引き続き相続代表といえますか、管理人代表の方に引き続き管理の適正化をお願いをしておるところでございます。

空き家の原因についてでございますが、これはもう相続をして、当然若い方が都会に出られていて、要は相続代表というものがもう明確でなくなっているということでございます。空き家として放置されている原因といえますのが、家以外に山であったり田であったり、そういったような財産もあるということと、あと仏壇の処分であるとか、そういったようなことで売買が進まないという現状で、放置をされている現状が多く見受けられるというのがこの実態調査の結果でございました。

委員（山下憲雄君） 大変難しい対応が迫られるんですけども、今後も高齢化とか少子化でどんどん増える傾向にあると思いますけれども、今おっしゃったように相続関係の時点で相続した人が遠くに住んで管理ができないとか、管理しようと思ったら金かかるとかといったようなことで放置されるケースになるかという原因も今聞かせていただいたわけですけども、空き家が増えながら、井原市には新築も相当できていってまますけれども、そこら辺の、新築も減って空き家が増えるんだったらいいんですけども、新築も増えて空き家も増えてるという関係でしょうか。そこら辺、何か分析があれば。

建設経済部次長（中山浩一君） 申し訳ございませんが、新築家屋と空き家の関係性については把握をしております。

委員（山下憲雄君） 有効活用という点からは、そこら辺もちょっと何か対応を考えていただけたらというふうに思いました。

委員（宮地俊則君） 先ほどのランクEの危険家屋のことでお尋ねしようと思っておったんですが、詳しくご説明いただきました。238軒中92軒が町なかにある、そこが私も問題かなと思う。危険家屋と言えるゆえんだらうと思う。35軒が解決して、残り42軒、当然ながらこれ地権者であるとか所有者が地元におられたりすれば、問題ないというか、非常に話がしやすいんでしょうけど、相続等で地元いらっしやらない、また分散して非常に窓口が見つけにくいというのが一番課題になってるんじゃないかなと、これまでのいろんな件で思うんですけども、問題はそこで行き詰まったと、結局代表者、相続の窓口が見つからないと、そういう場合、これがいわゆる42軒で残ってる大きな要因じゃないかなと思うんですけど、そういった場合、その先はどうされるんですか。もう手がつけようがないんでしょうか。

建設経済部次長（中山浩一君） 法的に申しますと、今までのケースで言いますと、相続人の方に送ったら、空き家ですから相続を放棄されるというケースでだんだんと相続関係が広がって行って、議員さんおっしゃられたように、誰もいなくなるということになります。そうなった場合ですが、法的には市が裁判を起こして、その財産管理人というものの選定をして、代執行するというふうな流れというものがあるんでございますが、そこに至らないように相続人を追っかけていくという作業を現在続けているところではございます。

委員（宮地俊則君） 今おっしゃられるように、それこそ代執行は最後の手段であろうかと思えますし、できるだけしないほうにこしたことはないかと思うんですが、代執行の実績ってありますか。あればどれぐらい。

委員長（荒木謙二君） さっき説明があった。

委員（宮地俊則君） なかった。最後のほうに出とったんだけど。

建設経済部次長（中山浩一君） 法で言うところの代執行、これについては実績はございません。

委員（宮地俊則君） 2年に倒壊で1件というのが、代執行がなかったというのはお聞きしたんですけど、これはもう代執行でなくて除却しただけですか。

建設経済部次長（中山浩一君） 道路を塞いでいる建材、これを所有者の土地に戻したというものでございます。

委員（山下憲雄君） 私の住んでる周りにも空き家が多々たくさんあるんですけども、その所有者とたまたま出くわす機会がありまして、解体せんのかと僕が言ったときに、いわゆる節税対策というか、壊してしまえば固定資産税がごつつ上がるけえなど、また都市計画税も対象になって、また跳ね上がるんだといったようなことで心配して、節税の意味からも対応しないとといったような考えを持ってる人がおるんですけども、そこら辺の市としてのお考えはいかがでしょうか。

建設経済部次長（中山浩一君） このたびの法改正によって、固定資産税の措置というものがなくなっていくということもありますので、恐らくそれに準じて税金対策で空き家を残しておくということがこれから先、不利になっていこうかと思えますので、そういった流れを注視しながら、国の動向も注視ながら対応していきたいというふうに考えております。

税務課長（大山次郎君） 先ほど税務関係の固定資産税と空き家のお話でございました。税金が上がるということをおっしゃられていたのが、住宅用地の特例のことをおっしゃられているのだと思います。住宅がある土地につきましては、200平米までは課税標準額、価格の6分の1で、200平米を超える部分は3分の1、都市計画税につきましては、200平米までは3分の1で、200平米を超える部分は3分の2という規定がございます。こち

らのほうもあくまでも住宅が建っている土地であるという場合は、そういう特例が利くというところでございまして、今都市施設課からご説明ありましたけれども、それが国のほうの今回の空家等対策の推進に関する特別措置法で、自動的にその特例がなくなるというわけではございませんで、あくまでもこれは今申しあげました空家等対策の推進に関する特別措置法及び井原市空家等対策の推進に関する条例にのっとり、管理不全空き家という、先ほど来特定空家等というお話が出ておりますが、そういった特定空家という非常に危険な家屋の状態になるおそれがあるであろうという、1個手前の状態の家屋を管理不全空き家というふうに言いますけれども、そのような状態になったときに、先ほど申しあげた条例なり特措法で、その所有者に対して勧告をした場合、その特例を外すということができるという話になっております。ですので、税務課といたしましては、税の部分だけで一人歩きしてそういった特例をなくすのではなくて、やはり空き家等をなくすという市一体のお考えの中、先ほど申しあげた特措法及び条例の中で、関係機関と連携を取ってそのような措置を取っていくべきなのかなと考えております。

委員（山下憲雄君） ありがとうございます。関係機関なり、市内でも連携取りながら、また空き家を所有している人たちにもそういう税の流れというものをまた広報等で説明していただく機会があればというふうに思います。よろしくをお願いします。

委員（西田久志君） 3ページの代執行実績のところちょっと引かかるのが、職員による作業のため経費は発生してないですけど、室外機とか臭突は取るのは簡単だろうと思うんですけど、屋根瓦の撤去とかという、上からどの程度のものを今までされたのか、ちょっと危険が伴うのではないかなという気がして、これが経費は発生してないけど、事故が起きた場合には大変なことになるのではないかなと思うんですけど、どの程度の規模なのか。

建設経済部次長（中山浩一君） 撤去と申しますのが、要は屋根から落ちてきたものを拾って元に戻すということですので、屋根に上がってということではございません。

委員（西田久志君） 1つずつ。屋根は分かりました。室外機、臭突、屋根瓦までは分かりましたが、その下、4つ、どんなことか。樹木の伐採。

建設経済部次長（中山浩一君） 樹木の伐採は、支障している枝を伐採をした、それから外れたシャッターを取付けというのは、シャッターが外れて風でぱたぱたしているというものを早く言えば抑え込んだと、元のところに戻したと。それから、屋根瓦については、先ほども申しました、落ちたものを戻したと。それから、道路上の建材撤去、これについても道路に障害してきているものについて拾って元に戻したという程度のものでございます。

委員（西田久志君） 分かりました。気をつけてください。

委員（宮地俊則君） 1点ちょっと確認させてください。この特定危険空き家というも

ので、道路とかに面してなくて家がくっついてる、住んでられる家があって、その隣の家が空き家、非常に老朽化して古くなって、それがもう崩れかけて倒れかけて隣の家に寄りかかっていると、こういうのは公共の道路とかそういう、隣の方にとってみれば大変なんですけど、そういうのも含まれてるんですか、含まれないんですか。

建設経済部次長（中山浩一君） 特定空き家ということで、法的には特定空き家に当たるといふうなことは考えられますが、ただあくまで自分家に寄りかかられているということ言えば、基本的にはその所有者の責務というものもごございますので、所有者さん同士でお話をさせていただいて、解決を図っていただきたいというのが現状でございます。

委員（宮地俊則君） 空き家ですから、所有者がそこに住んでおられない、また古くてなかなか隣に住んでられる方がご自身で対処しなきゃいけないということになるんですか。市のほうではそこらあたりの地権者、所有者、危険ということでサポートするというお考えはいかがでしょうか。

建設経済部次長（中山浩一君） もちろん相続人の探索でありますとか、そういったようなことについてはご相談は個別に乗らせていただいております。

委員（上野安是君） 3ページ、⑤番の過去5年間の空き家バンクの実績については、市とすればどういうふうに評価をされてますか。評価というのは、申請件数の数についてどう思うかと、あるいはそれに対する成約、それからそれについて移住者数とかということについて、さあどういうふうに考えとるかなという。

企画振興課長（片山直紀君） 中古住宅につきましては、先ほど申しましたけれども、活用補助金の創設以降、60世帯、125人の移住であったり、47件の市内転居というものにつながったということから、空き家については適切な活用をすることで住居不足といった問題の解消、また新たな事業、ビジネスの場になるということも期待ができると思います。こうした視点で、空き家、空き農地バンクを今現在、移住・定住施策のツールとして位置づけてやっているところです。やはり中古住宅を活用したいというニーズもございますので、引き続き継続、より一層強化をしていくということを考えているところです。

委員（上野安是君） これに対するアナウンスが、きちっと相手というか、その対象者に伝わってるかどうかみたいなことについては何か。それも評価がありますか。

企画振興課長（片山直紀君） まず、空き家バンク、空き農地バンクといったものの登録の奨励です。こういったところ、まず市の広報に掲載をしているということや、固定資産税の納税通知書の中にチラシを入れさせていただいている、また家屋の相続人代表指定届というものを出示していただいているんですけども、そういったときにチラシを一緒に添えてお渡しをして、空き家バンク制度の周知というものは図ってきたところであります。

実際に空き家、空き農地バンクのほうを掲載している移住・定住の専用、井原Lifeというサイトのほうですけれども、これまでに平成29年からの記録になるんですけれども、7年間で17万7,000件のアクセスがございました。これ移住・定住なので、全てが空き家バンクの話じゃないんですけれども、そのうち約80%ぐらいが空き家、空き農地バンクへのアクセスであったというような実績もございます。そういったことで、周知のほうはしっかりできているのかなというふうには考えております。

委員（三宅孝之君） ちょっと教えていただきたいんですけども、空き家件数が2,247で、そのうちAからEのランクづけがされているということが1ページ目に書かれています。特定空家っていうのは、倒壊等、危険のおそれのある状態とか、衛生上有害であるとか、景観を損なっているとかというあたりの特定空家ということだと思んですけども、このランクEの238軒のうち、特定空家が30軒ということによろしいですか。ちょっとお聞かせください。

建設経済部次長（中山浩一君） ランクEの中から市として特定空家に指定したものが30軒ということでございます。

委員（三宅孝之君） その238軒のうち、30軒はどういうふうにして特定空家、それはどんな、何か条件とかというのがあるんですか。こういうEの中で、特定空家っていうのはこうだよというのはどういったことで決められるのかちょっと教えていただきたい。

建設経済部次長（中山浩一君） この30軒につきましては、老朽危険空き家等の除却の補助金、これの対象になるということでございますので、補助金を使って除却をしようという方の家屋について指定をしたものでございます。

委員（三宅孝之君） ありがとうございます。よく分かりました。補助金を使われた時点で特定空家ということでした。

令和5年12月13日に特別措置法の一部が改正され、空き家対策の推進による法律が改正されましたけども、特定空家に加えて、管理不全空き家も市区町村からの指導や勧告の対象になりました。この指導や勧告っていうのは、ここのAからEのうち、どの時点の空き家を指導勧告されているのかちょっとお聞かせいただきたい。

建設経済部次長（中山浩一君） 指導勧告、指導というか、現在はお願いのレベルの、適正に管理をしてくださいという文書を発出するというところでございますが、基本的にはランクのEのところですが、先ほどありましたように、個別のご相談に対応してうちの隣の家がというようなことであれば、そこは個別に対応させていただいていると、お願いの文書の発出をしているということでございますので、そこについてはもうランクは関係なく行っているというところでございます。

〈なし〉

委員長（荒木謙二君） 本件については終わります。

ここで執行部の方にはご退席願いたいと思いますが、何かございましたらお願いをいたします。

副市長（猪原慎太郎君） 終わりに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、慎重にご審議をいただきまして大変ありがとうございます。

公共事業につきましては、最大限の投資効果が得られますように、タイムリーな執行に努めることが大切だろうと思っております。説明の中で、用地交渉が難航してるといった事案もありましたけれども、難易度が高いので残ってるということでもあります。土地収用事業の適用といったことも視野に入れておりますけれども、法的なことになりますともう数年かかってしまうということがありますので、やはり粘り強い交渉ということをしていく、これしかないというか、もう本当これしか手はないというふうに思っております。引き続きしっかりと進めていきたいと思っております。

それから、空き家については、本当委員の皆様からたくさんご質問をいただきました。委員の皆さんの意識の高さが分かったところであります。今年度国のほうからの専門家を招いて職員の研修をしました。そういった中で、プロの方から言われたことが、あなた方は忙しいので、もう早く民間に任せなさいというようなことを言われたところであります。井原にはまだそういった業者はないんですけれども、本当これからということになりますけれども、そういったこともしっかり検討していきたいと思っております。

明日は予算決算委員会がございますので、引き続き慎重にご審議をいただきたいと思っております。本日は大変ありがとうございました。

委員長（荒木謙二君） 執行部の皆さんには大変ご苦勞さまでした。

〈休憩中、執行部退席〉

委員長（荒木謙二君） 所管事務調査事項の令和6年度公共事業等事業計画についてと本市における空き家に対する取組について、今後の進め方を委員の皆さんにご協議をいただきたいと思っております。

まず、公共工事等の計画についてを上げさせていただきます。

委員（上野安是君） 今回だけの調査ということで、あとは今年度の進捗状況も含めてまた別の機会に行けばいいと思いますので、そのようによろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長（荒木謙二君） まず、令和6年の公共事業等事業計画については、上野委員は今回限りというふうなことでござひます。

〈異議なし〉

委員長（荒木謙二君） それでは、今回だけの所管事務調査として終了させていただきます。

次に、本市における空き家に対する取組についてご協議をいただければと思ひます。

委員（多賀信祥君） これについて、今回行政視察があるのでということで、私のほうから案を上げさせていただきました。今の課題等々も知ることもできたので、まず改めて行政視察をして、必要であれば再度上げればいんじゃないかなと思ひます。

委員長（荒木謙二君） 今回だけのということでよろしいでしょうか。

委員（多賀信祥君） はい。

委員長（荒木謙二君） 今、多賀委員のほうから、まずは今回だけというふうなこと、また引き続き行政視察等々の後、あればというふうなことでもございました。今回だけの所管事務調査として終了することにご異議ござひませんか。

〈異議なし〉

委員長（荒木謙二君） それでは、以上で所管事務調査については終わります。

〈議会への提案について〉

〈執行部へ意見を求めることとし、次回委員会において回答を協議することに決定〉

〈その他〉

〈次回委員会の日程について決定〉

〈議長挨拶〉

委員長（荒木謙二君） それでは、以上をもちまして総務産業委員会を閉会といたします。大変ありがとうございました。